別表第一号一⑶アの表中

										○	○	○	○	備設線無の号八十五第項一第条二第

を

										○	○	○	○	備設線無の号八十五第項一第条二第
								2注○		○	○	○	○	備設線無の号九十五第項一第条二第
								2注○		○	○	○	○	備設線無の号十六第項一第条二第

に改め、同表注2を次のように改める。

										○

を

										○
										○
										○

に改める。

2　デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。

別表第一号一⑶アの表注11中「無線通信規則付録第Ｓ十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するためのもの及び」を削り、同⑶ウ中「第四十九条の二十三第一号イ⑴及び⑶」を「第四十九条の二十三第一号イ⑵」に改める。

様式第七号注４の表中

第２条第１項第58号に掲げる無線設備	ＲＵ

を

第２条第１項第58号に掲げる無線設備	ＲＵ
第２条第１項第59号に掲げる無線設備	ＳＵ
第２条第１項第60号に掲げる無線設備	ＴＵ

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。